

第1章 基本計画の基本的考え方

第1節 基本計画の趣旨

1 農業をめぐる動き

① 世界の動き

世界の人口は2050年には97億人に達し、新興国の経済成長に伴う食料需要の拡大が続くものと予測されるほか、地球温暖化による生産可能地域の変動や異常気象による不作の頻発など、食料供給面における不安要素が懸念されています。

これは世界の食料需給がひっ迫する可能性を示唆しており、今後、新興国との間で食料調達の競合が起こるなど、食料の安定的な輸入確保に支障が出る事態も懸念されています。

そこで、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）や地域的な包括的経済連携協定（RCEP）を締結するなど国際的な経済の連携に向けた取り組みが進められており、これからの日本農業の行方を左右する大きな課題であると考えられます。

また、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は世界中の多くの人・企業などがこの理念に基づいて取組を行っています。

② 国の動き

21世紀の農政の基本指針である「食料・農業・農村基本法」が平成11年に制定され、22年が経過しました。その間、急速に進む高齢化や食料需給のグローバル化などにより、これまで施策展開の前提としていた食料・農業・農村の実態が大きく変化しつつあります。

令和2年3月、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。これは、農業の成長産業化を促進するための産業政策と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として進めるため、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安定保障の確立を図るため、次の8つの視点に立った施策を展開することとしています。

- (1) 消費者や実需者のニーズに即した施策の推進
- (2) 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- (3) 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
- (4) スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- (5) 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- (6) 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
- (7) 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進

(8) SDGs を契機とした持続可能な取組を後押しする施策の展開

また、国内の食料自給率は、長期的に低下傾向で推移しており、平成 29 年は約 38% (カロリーベース) です。食料自給率の示し方については、基礎的な栄養価であるエネルギー (カロリー) に着目する「供給熱量ベース」と、経済的価値に着目する「生産額ベース」の二つがあり、いずれも重要な指標であることから、国の食料自給率の目標については、供給熱量ベースと生産額ベースのそれぞれで設定しています。

③ 県の動き

福岡県は、平成 26 年 12 月に策定した「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」第 7 条に基づき「農業・農村振興基本計画」「森林・林業基本計画」「水産振興基本計画」の 3 つの計画を一本化し「福岡県農林水産振興基本計画」を策定しました。この計画は、「魅力あふれる農林水産業・活力あふれる農山漁村づくり」を目標に、収益性の高い農林漁業経営の確立や農山漁村の活性化などを図るため、次の 5 つの目指す方向のもとに施策を展開することとしています。

- (1) 県産農林水産物の販売・消費を拡大します
- (2) 需要に応じた生産力を強化します
- (3) 意欲ある担い手を育成・確保します
- (4) 県民とともにつくる農林水産業を推進します
- (5) 魅力ある農山漁村づくりを推進します

④ 市の動き

本市の農業・農村は、食料の生産だけではなく、水資源や自然環境の保全等を通して、市民生活や地域経済の発展、農村文化の継承などに大きく貢献してきました。

しかし、農業・農村を取り巻く状況は厳しく、高齢による担い手の減少や耕作放棄地の拡大などが進んでおり、本市の農業が持続的に発展できる取り組みが強く求められています。

このため、市民全体で農業・農村の持つ力を育みながら、安全で安心な食料の安定供給と流通消費や環境保全を図り、持続的に発展できる農業の確立と豊かで住みよい地域社会を実現するため、平成 22 年 1 月 1 日に「糸島市農力を育む基本条例」(以下「基本条例」という。)を制定しました。

基本条例では前文に条例への想いや農力の定義、条例の目的・基本理念、市と農業者・農業団体の責務、市民と事業者の役割を示し、10 項目の基本的施策を計画的に推進するため、農力を育む基本計画 (以下「基本計画」という。)を策定することとしています。

また、令和 3 年 4 月からは「人とまちの魅力が輝く豊かさ実感都市いとしま」を将来像とする「第 2 次糸島市長期総合計画」がスタートしました。農業を始めとする本市の持つブランド力の更なる強化を図るため、まちづくりの基本方針 (戦略) の一つに「魅力を磨き上げる糸島づくり」と設定しています。

基本計画の策定については、関係機関や学識経験者等で組織する「糸島市農力を育む市民推進会議」で、10 項目の基本的施策それぞれについて、本市の食と農、環境のあるべき姿を念頭に議論を行い、具体的な数値目標を掲げるなどの検討を行います。

2 計画の考え方

基本計画は、本市の食料の安全・安心の確保と安定的な供給、農業・農村の持続的な発展を図るために、農業者だけでなく市民すべてが本市の農業・農村が持つ力に関心を持ち、これらが市民共有の貴重な財産であるということを認識してもらい、本市の「食」と「農」と「環境」を育むために市民がさまざまな形で参画していくという考え方を基本としています。

そのため、多くの市民にこの考え方を理解していただきたいという思いから、基本計画のサブタイトルを『市民みんなで育む「食」と「農」と「環境」』としています。

第2節 基本計画の位置づけと役割

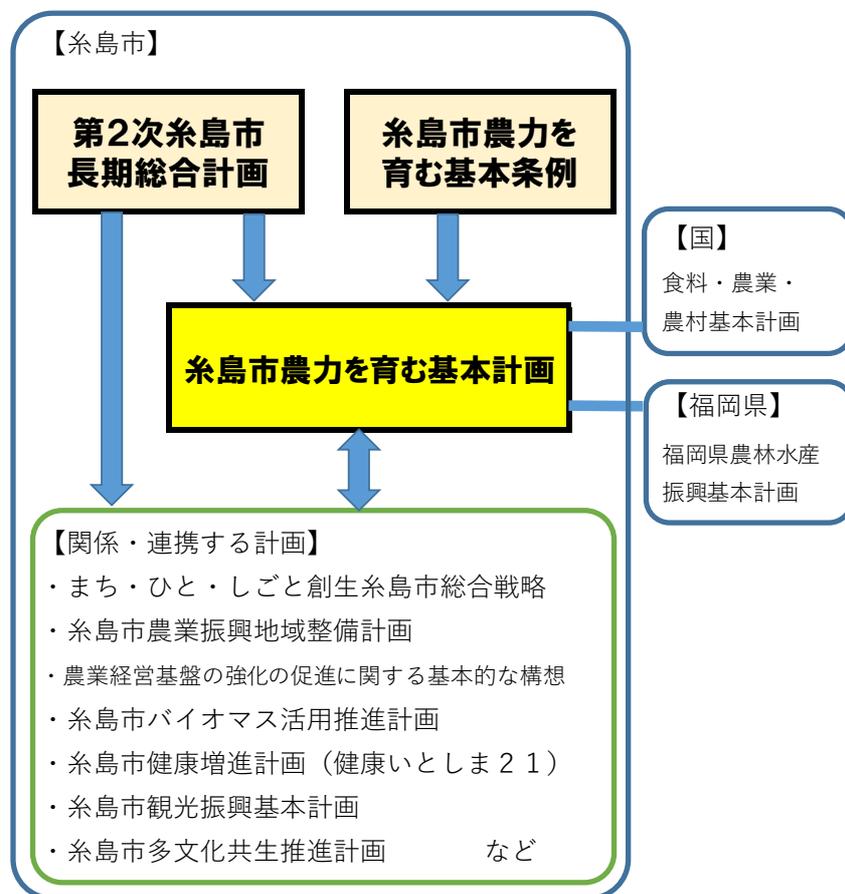
市は基本条例に掲げる理念の実現に向けて、第7条に掲げる10項目の基本的施策を実行するために、基本計画を策定します。

第2次糸島市長期総合計画に基づいて実施される基本目標5「ブランド糸島で活気あふれるまちづくり」を中心に、基本目標1「未来社会で輝く子どもを育むまちづくり」、基本目標3「みんなの命と暮らしを守るまちづくり」などさまざまな視点を踏まえた各種施策や、第2期まち・ひと・しごと創生糸島市総合戦略や他の分野別計画と連携し、本市の食料・農業・農村の振興について総合的かつ計画的に推進を図ります。

なお、本計画は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）第41条第1項に基づく市町村地産地消促進計画、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画に位置付けることとします。

また、2015年の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の理念に沿って、各種政策・施策を展開することとしています。各施策に関連するSDGsのロゴマークを掲載し、関連性を示しています。

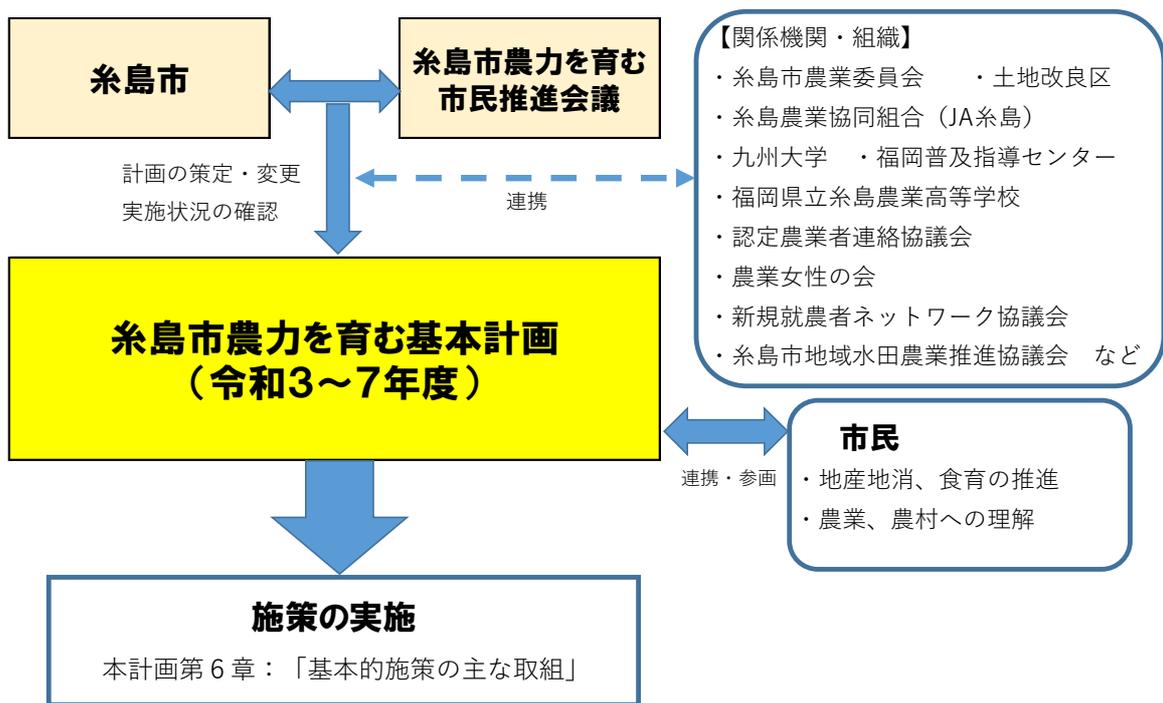
【基本計画の位置づけイメージ】



第3節 基本計画の推進体制

基本計画の推進については、「糸島市」及び「糸島市農力を育む市民推進会議」を中心として、他の農業振興推進組織と連携を図りながら、取り組んでいきます。

【既存の推進体制との関係図】



第4節 基本計画の計画期間と実施状況の公表

1 基本計画の計画期間

基本計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする5か年の計画とします。（基準年度：令和元年度）

また、毎年事業の進捗状況を管理し、急激に社会経済の状況や国の農業政策が大きく変化した場合は、糸島市農力を育む市民推進会議により必要に応じた見直しを行います。

2 実施状況の公表

基本計画に基づく施策の実施状況については、基本条例第9条に基づき毎年とりまとめ、糸島市農力を育む市民推進会議に報告した上で、市ホームページで公表します。